

第36回くぬぎ山地区自然再生協議会【議事の経過の詳細】

日時 平成30年6月30日

13時30分～15時00分

場所 所沢市役所 7階研修室

司会（所沢市：荒井）

お待たせいたしました。ただ今から、第36回くぬぎ山地区自然再生協議会を開会いたします。私は、本日の司会を務めます所沢市みどり自然課荒井と申します。どうぞよろしくお願いたします。本日の協議会は約1時間30分、午後3時までを予定しておりますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。

会議の開会に当たりまして、当協議会の中島会長からごあいさつをいただきます。

会長、よろしくお願いたします。

中島会長

皆さん、改めましてこんにちは。大変暑くて、観測史上一番早い梅雨明けだということで、今日も本当にたまらない暑さですね。こんな調子なので、私の父は86歳になるんですが、この暑さですっかり参ってしまいまして、なかなか厳しい状態に今なっていて、妻と娘が、今、実家の方に行っていますが、私も会議が終わり次第、そちらに行かないといけなような状況なんですけど、若い人たちにとっても、この暑さというのは結構こたえますよね。今、ちょっと車でお昼ご飯を食べながら、駐車場に車止めたんですけど、ちょっとした木陰があったものですから、そこに車を止めました。ちょっと木が、陰があるというだけで、ずっと涼しくなるというのは、本当に緑ってありがたいなと思っています。

私は、今、富士見市の方で仕事しているのですが、所沢から三芳を抜けて富士見市の方に行くと、市長は人口が増えていると言って富士見市は喜んでいますが、畑とか雑木林の改変が向こうもかなり進んでいます。一戸建てがどんどん建っていて、しかも結構安い値段なんですよね。若い世代でもちょっとローン組めば買えるというような値段の一戸建てが建っているんですが、果たしてそういう家をつくった後、これから少子化がどんどん進んでいくという中で、今度は空き家がどんどん増えていくのではないかと。そこで改変された土地については元に戻ることがないということで、もう少し計画的に住宅の方も建築したらいいんじゃないのかなと思うのですが、なかなかトータルで環境を考えていくのは難しいのかなと感じています。

その辺ちょっと余談ではありますが、本日、最初の協議会ということになります。昨年度は、実施計画の作成について、環境調査のことも含めてなかなか調整が難しく、保全管理活動とか、あるいは協議会の方がスムーズに進まなかったのですが、昨年、私、4市町の首長さんに全員お会いしました。実施計画とともに、買い取りのほうをぜひ進めてほしいと。また、特緑の指定を、各市町ごとでいいのでぜひ積極的に進めてほしいという話をしてきました。

また、各市町さんの方でも努力していただいて、今日ご提案があると思いますが、実施計画の作成にいよいよ入れるというところになってまいりました。本年度につきましては、その辺のところを順調に進めるとともに、昨年度実施されなかった保全管理活動も年に 2 回ぜひ実施して、市民の方の啓発も図っていきたいと思います。

今日、この後提案がありますが、今まで 100 人近い方々が保全管理活動に参加していただいておりますが、毎回、新しい方、地域の方が多いですよ。情報もなかなか取りにくいということもありますので、今年は県の方にお話をし、1 回来てくださった方には次回のお知らせを郵送等で知らせて、ぜひリピーターを増やしていきたいという取り組みも考えております。その辺のところも含めて、本日ぜひ協議のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

司会（所沢市：荒井）

ありがとうございました。ここで資料の確認をさせていただきます。2 種類あります。表紙が次第事項、資料 1 から参考資料 5 までというホチキス止めの資料が 1 つと、所沢市から、右に「くぬぎ山地区所沢市域」と書かれた A3 一枚の図面でございます。資料に不足がございましたら、お知らせください。

議事に入る前に、注意事項を 2 点申し上げます。1 点目でございますが、発言する場合は、ワイヤレスマイクをお渡ししますので、議長の許可を得て、お名前を言ってから発言をお願いします。2 点目でございますが、受付では本日の出席者総数の確認を行っています。途中で退席する場合は、必ず事務局にお伝えください。以上、よろしくお願ひいたします。

ここで、委員の変更についてご報告いたします。行政機関におきまして、平成 30 年度の人事異動により、川越市、狭山市、三芳町の委員が代わりましたのでご紹介いたします。

では、川越市さんの方からお願ひします。

川越市 高橋委員

皆さんこんにちは。川越市環境政策課長の高橋と申します。この 4 月から、川越市の環境政策課長ということで拝命させていただきました。このくぬぎ山地区自然再生協議会の皆様には、これからも大変お世話になります。どうぞ今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

狭山市 遠山委員代理北田

皆さんこんにちは。狭山市みどり公園課の課長代理で出席させていただいております北田と申します。よろしくお願ひいたします。課長につきましては、本日所用がございまして出席できないということですが、皆様にくれぐれもよろしくと言付かっておりますので、これからもどうぞよろしくお願ひいたします。

三芳町 長谷川委員

皆さんこんにちは。三芳町環境課の長谷川と申します。4 月 1 日からお世話になることになりましたので、よろしくお願ひいたします。

司会（所沢市：荒井）

それでは、これより議事に入ります。

設置要綱第 10 条第 2 項の規定により、議長は会長が当たるとされております。以後の進行は、中島会長にお願いいたします。

中島会長

改めまして、中島でございます。よろしくお願いいたします。

まず、議事に入る前に、設置要綱第 13 条第 2 項に基づき、議事録署名人を選任したいと存じます。

議事録署名人は、この会議において選任されるとされております。本日、田島さんと福山さんに議事録署名人をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（両名承諾の意思表示）

中島会長

それでは、よろしくお願いいたします。

ただ今から、議事に入ります。

最初に、議事（1）、平成 29 年度事業報告及び決算報告について、事務局、説明をお願いします。

事務局（埼玉県：小高）

県みどり自然課の小高と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、平成 29 年度事業報告と決算につきまして、事務局よりご報告いたします。資料 1、平成 29 年度開催実績をご覧ください。

第 34 回協議会を、平成 29 年 12 月 16 日土曜日 13 時 30 分から狭山市役所において開催いたしました。出席者は 19 名、議題といたしまして、平成 28 年度の活動報告及び決算報告、平成 29 年度事業計画及び予算等が上程され、全ての案件が承認、議決されました。

第 15 回保全管理活動を、平成 30 年 1 月 28 日日曜日 10 時から狭山市、所沢市内のくぬぎ山地区の公有地において実施する予定でしたが、平成 30 年 1 月 22 日の降雪の影響により、第 15 回につきましては中止となっております。

次に、第 35 回協議会を、平成 30 年 3 月 3 日土曜日 13 時 30 分から川越市南公民館において開催いたしました。出席者は 19 名、議題といたしまして、役員の選任等が上程され、全ての案件が承認、議決されたところでございます。

続きまして、資料 2、平成 29 年度収支決算書をご覧ください。

まず、収入でございますが、1 補助金・負担金、予算額 80 万円、決算額 80 万円、増減 0 円でございます。県、川越市、狭山市、所沢市及び三芳町からの補助金でございます。

2 雑入につきましては、予算額 0 円、決算額 0 円でございます。

続いて、支出でございます。項目ごとに主な費用についてご報告いたします。

1 通信費、予算額 8 万 541 円、決算額 8 万 541 円、内容は協議会や保全活動等の開催に伴う通知の郵送料や切手代でございます。

2 資料作成費、予算額 3 万円、決算額 0 円、3 万円の減、平成 29 年度につきましては特に資料作成費の支出はありませんでした。

3 議事録作成費、予算額 8 万円、決算額 8 万円、本日も行っておりますが、専門業者さんをお願いして、協議会の議事録の作成費として使っております。

4 保全活動費、予算額 14 万 9,459 円、決算額 0 円、14 万 9,459 円の減でございます。先ほど申したとおり降雪の影響で活動中止となりましたことから、支出はありませんでした。

5 広報活動費、予算額 40 万円、決算額 37 万 8,060 円、2 万 1,940 円の減です。保全管理活動の参加募集のチラシや、広報紙であります「みんなのくぬぎ山」の印刷費でございます。

6 予備費、予算額 6 万円、決算額 6 万円、予備費を今回は運営委員会会場使用料や協議会の議事録作成費、「みんなのくぬぎ山」の送料等に充当しております。

最後に、7 補助金・負担金精算費ということで、予算額は 0 円、決算額 20 万 1,399 円の増ということで、補助金の精算に伴う県、市及び町への払い戻しの金額になります。

以上、収入予算額 80 万円、収入決算額 80 万円、支出予算額 80 万円、支出決算額 80 万円、平成 29 年度くぬぎ山地区自然再生協議会収支決算の報告をいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

中島会長

それでは、監査結果の方を監事からお願いいたします。

最初に、上田監事お願いいたします。

上田監事

監事の上田です。平成 30 年 6 月 29 日に監査を実施いたしました。帳簿、伝票、領収書等を確認いたしました結果、適正に処理されておりましたので、ご報告させていただきます。

中島会長

ありがとうございます。続きまして、箕田監事お願いいたします。

箕田監事

監事の箕田です。平成 30 年 6 月 29 日に監査を実施いたしました。その結果、帳簿、伝票、領収書など確認しました結果、適正に使われておりましたので、ご報告いたします。ありがとうございます。

中島会長

お世話になりました。それでは、監事の意見を踏まえて、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

勅使河原委員

個人の勅使河原です。ちょっと体調悪いので聞き取れないかもしれません。よろしくお願ひします。

議事録作成費ですけれども、議事録作成するということは、情報公開で公開するのが前提だと思いますが、最近、議事録が公開されていないような気がするんですけれども、それについて教えていただきたいと思います。

中島会長

事務局、回答お願ひします。

事務局（埼玉県：小高）

事務局からですが、ここ最近は、確かに勅使河原委員のおっしゃるとおり、公開されてなかったと思いますので、概要をまとめ、公開していくようにいたします。大変申し訳ございません。

中島会長

時期的にはいつぐらいまでということでお願ひできますか。

事務局（埼玉県：小高）

過去の分につきましては、議事録署名人の方にもいただいておりますので、早急に7月中にはやるようにし、今回の36回につきましては、議事録署名人の確認をいただいた後に速やかにアップするようにいたしますので、よろしくお願ひいたします。

中島会長

では、1カ月以内に何とかしていただけるということですね。それでは、ぜひホームページの方よろしくお願ひいたします。

ほかに何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、平成29年度事業報告及び決算報告について承認してくださる方は挙手をお願ひいたします。

（賛成者挙手）

中島会長

ありがとうございます。それでは、平成29年度事業報告及び決算報告については承認されました。

続きまして、議事（2）平成30年度事業計画及び予算案についてでございます。

事務局、お願ひします。

事務局（埼玉県：小高）

それでは、平成 30 年度事業計画と予算案につきましてご説明いたします。資料 3、平成 30 年度活動事業計画（案）をご覧くださいと思います。

まず 1 番目、くぬぎ山地区自然再生協議会事業計画についてでございます。今年度、これまでに 2 回運営委員会を開催しております、本日協議会を開催しております。

今後の計画といたしまして、9 月 29 日土曜日にくぬぎ山におきまして保全管理活動を予定しております。また、11 月 29 日に運営委員会、12 月 16 日日曜日に 2 回目の保全管理活動を予定しております。また、2 月 14 日に運営委員会、そして 3 月 2 日土曜日に協議会を開催する予定としております。

2 番目、協議会主催による平地林保全管理イベントの開催についてでございます。9 月 29 日の土曜日 10 時から 12 時まで実施する予定となっております。後ほどご説明いたします資料 5 にも募集チラシの案を添付してございますので詳細につきましては、そちらをご覧くださいと思います。また、2 回目としまして、12 月 16 日の日曜日 10 時から 14 時まで実施する予定となっております。資料 3 の裏面を見ていただきたいと思います。

3 番目、これからの協議会イベント開催地における保全管理ボランティアの推進についてでございますが、これまで協議会主催で保全管理活動を行っていた地区につきまして、引き続き関係団体等による日常的なボランティア活動を推進していくものでございます。

最後に 4 番目、その他でございますが、実施計画策定に向け、県及び 3 市 1 町で今後調整をしていきたいと思っております。

続きまして、資料 4、平成 30 年度の予算（案）をご覧くださいと思います。

まず、収入でございますが、昨年度と同額の 80 万円となっております。例年どおり半分の 40 万円を県が負担し、残り 40 万円につきまして、3 市 1 町がくぬぎ山地区の面積割合により案分された金額を負担しております。

雑入については、若干の収入も見込まれますが、少額のため 0 円としております。

続いて、支出でございます。

まず 1 番、通信費 8 万円、こちらについては備考の欄に細かく数字を書かせていただきましたけれども、協議会や保全活動の開催の通知文の郵送料でございます。また、今回改めて一度参加していただいた方に、次の保全活動のチラシをお配りする、保全活動リピーター通知ということで書かせていただきましたけれども、こちらの予算を取っているところでございます。

2 番目、資料作成費でございます。こちらは 5,000 円、封筒や文具等を見込んでおります。

3 番目、議事録作成費 10 万円につきましては、専門業者さんに協議会の議事録 2 回分の作成費用となっております。

4 番目、保全活動費 14 万円、保全活動 2 回分の仮設トイレの設置やボランティアに係る損害保険料、看護師への謝礼、その他保全活動に係る消耗品等でございます。

5 番目、広報活動費 45 万 5,000 円でございます。当協議会の広報紙である「みんなのくぬぎ山」と保全活動に係る参加者募集チラシの印刷費でございます。

6 番目、予備費として 2 万円を計上しております。

以上、収入額 80 万円、支出額 80 万円となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

中島会長

それでは、平成 30 年度事業計画及び予算案について、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。保全管理活動については、細かいところは次の議題で説明するということが、よろしいでしょうか。

それでは、平成 30 年度の事業及び予算案についてご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

中島会長

ありがとうございます。それでは、承認されたということでよろしくお願いいたします。

続きまして、議事の 3、平成 30 年度保全管理活動について、事務局から説明をお願いします。

事務局（埼玉県：小高）

引き続き事務局のほうからご説明させていただきます。平成 30 年度保全管理活動についてのご説明です。資料 5、両面印刷のものをご覧いただければと思います。

今回ご用意したチラシにつきましては、9 月 29 日土曜日開催予定の参加者への募集チラシになります。つきましては、同様のチラシを 12 月開催予定につきましても作成する予定でございます。昨年度の参加者募集チラシから変更した点についてご説明したいと思っております。

まず、表面、会場までの交通手段につきまして追加をしております。それぞれ新所沢駅東口から本川越駅行き、本川越駅から新所沢駅東口で、西武バスでくぬぎ山までということで追記をしております。

次に、裏面の申込用紙についてでございますが、昨年までは、住所につきましては市と町名のみ記載をしていただいておりますが、今回、地番、住所まで全て記載していただくようにしております。理由といたしましては、参加していただいた方にリピーターになっていただきたいということで、次回の参加者募集チラシを事務局のほうから個別にお送りしたいと考えております。

また、当日の雨天判定につきましては、県のホームページで確認できるようにしたいと思っておりますので、今載っているアドレスにつきましては、仮で掲載させていただいておりますけれども、今後、県のホームページで当日分かるようにしていきたいと考えております。こちらの参加者募集チラシにつきましては、1 回分として 2 万 5,000 部を作成する予定でございます。

保全管理活動につきましては以上でございます。

中島会長

ありがとうございます。では、何か追加で足立さんありますか。

足立委員

ないです。

中島会長

今まで雨天判定の QR コードですが、これ私の個人的なサイトでずっと使われていたのですが、それはいかななものかと思ったので、今回県の方にやっていただくということです。朝 7 時の判定で、すぐにホームページを書き換えるという作業については、なかなか難しい面もあると思いますが、県の方でやってくださるということですので、大変助かります。よろしく願いいたします。私のほうのサイトは閉鎖したいと思います。

それでは、何かこの保全管理活動等についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。部数は 2 万 5,000 部でいいですか。

足立委員

はい。

中島会長

それでは、この保全管理活動について承認してくださる方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

中島会長

ありがとうございます。それでは、ぜひよろしく願いしたいと思います。

それでは、議事の 4 ということになります。実施計画の策定についてということですが、まず市町の方から報告をいただいて、その後県の方からということですが、岩田委員さんの方からまずご意見があるということですので、お願いいたします。

岩田委員

すみません、県、市町の方からあるのですけれども、その前にぜひありまして、これを 1 部ずつお願いしたい。

中島会長

それでは、配っていただきます。(資料配布)

岩田委員

今、資料を配布していますので、それが届いてから読み上げたいと思います。

よろしいですか。それでは、今、配布させていただいた資料をご覧いただいて、この実

施計画非常に大事なことだと思っておりますので、私、全国環境保護連盟の岩田ですけれども、この内容について読み上げさせていただきたいと思っております。みどり自然課の課長様宛てに本日付で出させていただきます。

平成30年度の「くぬぎ山地区自然再生事業実施計画」策定に当たっての骨格部分に関する質問状、本文の方を見ていただきたいと思います。

平成30年度は、15年以上にわたって継続されてきたくぬぎ山自然再生活動の大きな節目になる年です。「くぬぎ山地区自然再生事業実施計画」の策定は、今後のくぬぎ山の将来を左右する重要な計画であることは間違いありません。平成29年度は、埼玉県による自然環境調査の実施をめぐる、協議会が不信感を抱かざるを得ない県の不祥事がありましたが、今年度の実施計画の策定に際しては二度と同じ過ちをくり返すことは許されません。

平成30年度の第1回協議会開催に当って、上記の理由から実施計画策定を進める上での骨格部分について、あえて協議会の場で県の正式な見解を聞きたいと考え、質問状を提出します。ぜひ、県による真摯な回答をお願いします。

下の方で、記として書いてあります。

1. 『くぬぎ山全域の保全再生』の実現を実施計画策定の柱とすることに関する県の見解について

埼玉県が平成29年度に実施した「くぬぎ山地区自然環境調査」については、本年5月24日の運営委員会で、私たち全国環境保護連盟の指摘——これは別紙で皆様にお配りした後ろに3枚目、4枚目に添付していますので、ご覧いただきたいと思います。この別紙「くぬぎ山地区自然環境調査」が欠陥調査であることの問題点を指摘させていただきました——や、勅使河原くぬぎ山地区自然再生協議会の元会長の意見等について、県は今日に至るまで納得できるだけの回答を示していません。このままでは、平成30年度内に策定する「くぬぎ山地区自然再生実施計画」の効果的な検討が困難な事態に至ることは明白です。

特に、くぬぎ山の実施計画策定において、最大の課題である現況樹林の有効保全策の「特別緑地保全地区」を計画的に指定していく上で、重要情報となる希少種を始めとした動植物調査が、既に保全済みの公有地内のみでしか実施されていない欠陥は致命的です。この点について、3月26日付の埼玉県からの文書では、「すべての樹林地の保全重要性が高いと考えており、くぬぎ山地区全体として保全再生を行うべき」と、みどり自然課は明記し自然環境調査の結果など関係なく全域を一挙に保全するかの考えが示されています。

実施計画の検討に際して、最大の論点になる課題ですので改めて確認しますが、県みどり自然課としては、理想論や総論ではなく当面の実現策が求められる実施計画の策定について、上記経緯を踏まえれば、くぬぎ山全域の保全再生を実現する計画を県が責任を持って進めるべきものと思っておりますが、現時点の県の見解を明らかにしてください。

裏にいきます。2. 実施計画策定を目的とした自然環境調査の内容とその活用に関する見解について

埼玉県が、平成29年度の実施計画検討のための自然環境調査をあえて実施することの意味を全く理解せず、くぬぎ山全域の保全再生を行うとのべき論だけを単純に振りかざす背景には、コンサルタント会社によるミスリードが大きいものと推定されます。それは、「どのような理屈で民地を除き公有地のみを調査することで、くぬぎ山全体の動植物相の把握

が可能となるのか？」との私たちの質問に対し、県は3月26日付文書で自然環境調査を実施したコンサルタント会社の見解として、「特定の環境条件下の生物相は類似する、との考えに基づき代表的な環境を網羅する調査により全域の生物を推定する、サンプリング調査が一般的に行われる」と県を通じて回答しています。しかしながら、「こうした調査は実施計画策定のための目的を持った調査ではなく、概況を推定するための単なる動植物調査にすぎず、しかも予算規模から見ても152ha全域で現況調査を行うことが十分可能な調査である」と言うのが全国的なレベルで自然再生を専門としている研究者の見解です。

コンサルタント会社の言いなりの手抜き欠陥調査に税金を投入した、県の責任は大きいと言わざるを得ません。県は、平成29年度にくぬぎ山地区自然再生協議会に隠して自然環境調査を進めたプロセスについては謝罪しましたが、そのプロセスだけではなく自然環境調査の結果についてもやり直しが求められる不備な調査であることが明らかです。県は、コンサルタント会社が主張するあくまでもくぬぎ山全体の調査を行わないサンプリング調査による推定情報で実施計画の検討が本当に可能と考えているのか否かと、可能と考えているのであれば今回の調査結果を活用した全域保全の具体策を示してください。

3. 実施計画策定の具体化に際しての「くぬぎ山地区自然再生協議会」との合意形成に関する見解について

本年3月3日に開催された第35回くぬぎ山地区自然再生協議会では、平成30年度に策定する「くぬぎ山地区自然再生事業実施計画策定業務共通仕様書・案」が小委員会から提示され、この仕様書に基づいて進めることが了承されました。実施計画の策定に当っては、協議会において十分に協議しなければならないことが「自然再生推進法」に明記されており、協議会との調整・協議がこれまで以上に求められる点を十分認識すべきです。また、上記の共通仕様書の業務内容(3)においては、「自然再生協議会を始めとした環境団体等へのヒアリングを行うこと」が、業務発注内容に明記されており、特に環境団体等とのヒアリングによる意見交換が不可欠となっている以上、私たちとも直接協議すべきですが信頼のおけるコンサルタント以外は、私達としては対応するつもりは全くありません。

昨年度 of 自然環境調査においては、自然再生事業への能力が低く手抜き調査を行うコンサルタントを選定したことに、大きな問題があったことは間違いありません。

本年度の実施計画策定の業務発注に当っては、同じ過ちをくり返すことなく「自然再生推進法」により協議会との協議が規定されていることを重視し、協議会・会長等の協議会責任者の意向が反映可能となり、協議会との合意形成がスムーズとなる選定方法を行うべきと考えますが、県の見解を明らかにしてください。

それで最後に、先ほどちょっと勅使河原委員が質問されましたけれども、議事録の問題だけではなく、全てのやりとりが公開されていないということについて追記してあります。

私たちのNPO全国環境連盟ですが、「自然再生推進法」の主旨に則り官民の協働による全国の自然再生事業を支援する活動を続けていますが、その観点からは埼玉県が開設している「くぬぎ山自然再生事業ホームページ」における情報公開に問題があります。「くぬぎ山地区自然再生協議会」における協議内容と協議結果等を示した議事録や提示・提出資料等が公開されておらず、事務局である県が作成提示した資料のみがアップされているにすぎません。特に、昨年の協議会では、公開質問状や意見書等の提出に基づく議論が何度か

行われましたが、これらの資料は一切開示されておらず、現時点では協議経緯が全くわかりません。議事録を始め、協議会への提示・提出資料は、自然再生事業を幅広い連携の中で進めていく基本ツールとなる正式資料として極めて重要ですので、ホームページ上に公開すべきことを要請します。

ということで、以上、ぜひこの場で県の方の見解をお聞きしたいと思います。これは極めてこれから協議する実施計画について大事なポイントですので、よろしくお願ひしたいと思います。

中島会長

これは本日付の文書なので、県には、今、初めて渡っているということですか。

埼玉県 梅本委員

そうです。

中島会長

初めて見るということですね。そうすると、回答するに当たっても、すぐというわけにはいかないと思いますが、今の現時点で幾つか回答できることがありましたら、お願いします。

埼玉県 梅本委員

県みどり自然課の梅本です。今いただいたものなので、今すぐに全てを回答できるというわけではないですけれども、まず1つ目のところにつきましては、我々としては、くぬぎ山全域ということ、実施計画の作成の対象というのは152ヘクタールだと思っています。もちろんその152ヘクタールの中には、改変されているところもあれば、樹林地が残っているところ、いろいろ状況がさまざまですので、それぞれについてどういうふうなコメントになるか、その保全再生というのはどういうふうになるかというのは、現在の状況によっても異なると思いますので、そこについては実際の実施計画が出てきて協議するという段階にならないと、どこまで具体的なものを現時点で答えられるかというのは、持ち帰って検討しますが、具体的なところまでどこまでいっているかというのは、ちょっと申し上げられません。

2番についても、そういう意味で共通する部分ではありますが、我々としては、調査については、コンサルタントさんの主張というか、そういう考えにのっとって自然環境調査やったわけですけれども、今後、実施計画の策定自体は、これから業者さんに発注をして進めていく中で、それぞれどういう保全になるか具体策というのになっていくところだと思いますので、まさにここの内容を今示せというのは、今年度やる事業について概況を示してくれみたいなところに近いところがあって、正直、ここの具体策を示してくださいというのは、即答とか、今日はもちろんのこと、例えば1カ月以内でとか、そういうのはちょっと難しいかなと思います。

3番については、今日の議事の後ろとも若干関係があるので、今どこまで言うのかという

ところはあるのですが、もともと今回この計画を策定するに当たって、業者の発注方法をどうするのかというのが、今日、協議会が今年度初めてなんですけれども、これまでも運営委員会は今年度に入ってから開かれて、運営委員会の中でいろいろご意見いただいたところ です。

我々としては、結論から申しますと、公募型のプロポーザル方式をとりたいと思っ てまして、それは昨年度の経緯とかも含めて、なかなか価格だけで決めるのは、今回の計画策定という業務は、岩田さんのこの質問の内容にも書いてありますとおり、協議会において十分に協議したりですとか、環境団体の方とヒアリングをしたりですとか、そういう作業が必要になりますので、その資質能力というのが価格とは別に問われるところだと思 いますので、そういうものを量るためにも、指名競争とか一般競争ではなくて、公募型プ ロポーザル方式がいいだろうということで、そういう方法をとりたいと思っ ているところ です。

さらに、議事後で言うことを全部言ってしまうようなことになりますけれども、委員 につきましては、まだ確定はしていない段階ではあるのですが、現在の検討状況とし ましては、行政側でやりたいとは思っているのですが、ただ、実施計画を策定するに当たって、 予算を県だけで取っているわけではなく、3市1町さんでも取っていただいているところ でございますので、その業者選定に当たっては、県だけではなく3市1町にも委員に入っ ていただければいいなど、県としては思っているところ です。

協議会の責任者の方が入った方がいいというご意見もあるとは思いますが、正式 に協議会で協議をするということが法律上決まっておりますし、業者選定に当たっては、 公平性ということを保証する必要があり、行政の仕事として第三者から見ても公平である と いうことが大事だと思いますので、協議会の会長さんというのは、確かに責任者でもある 一方で、くぬぎ山の再生に関する、ちょっと利害関係者という言い方があれかもしれま せんが、関係者でもあるので、そういう方は除いた形で公平性を担保してやりたいと思っ ているのが現段階の考えでございます。

議事録の公開については、先ほど申し上げたとおり早急に進めさせていただきます。

現時点で話せるのは以上でございます。

中島会長

岩田委員さん、お願いします。

岩田委員

どうもありがとうございました。ほかの委員の皆さんからもぜひ意見をいただきたい の ですけども、私の方としては、1番目に関しては、課長が今答えられましたけれども、こ れはちょっと時間をいただいて持ち帰ってということも言われましたから、ぜひ検討して もらいたいのですけども、152ヘクタール全域というのは、実施計画では当然対象になる ので、全域の保全再生をどうするかということ責任持って進めるというのが今回の基本 だと思いますので、そこはぜひきちんと原点に立ってやっていただきたいと思います。こ ら辺はもう1回検討していただきたい。

それから、2番目のところですが、これが大事で、この前の質問状で課長からも回答いただいたりしてきたのですが、サンプル調査というのは、実際私たち全国の自然再生事業を自然環境団体としていろいろ語ったり、見たりしていますけれども、サンプル調査というのはあり得ない話で、これはやっぱりきちっとした、これだけの平地林を自然再生するのですから、希少種なんかを見逃すことがありますので、きちっとした調査をやらないといけないのですが、サンプリングで全体が分かるなどということはありませんので、これは絶対まずいので、これを今後、課長はこれから実施計画の中でやっていくからということではあり得ないけれども、その基本になるこの調査が、私たち委員皆さん全員に送付されてきていますけれども、これではかなり手抜きになっちゃって使えないので、ちゃんとしたものをつくるべきだったと思いますね。

3番目は、非常に大事なことで、今初めてプロポーザル方式という話を聞いたのですが、これは非常に私も評価します、プロポーザルでやるというのは。先ほど私が言ったとおり、自然環境団体との連携が非常に大事で、今日出席の委員の皆さんもかなりいろんなデータをお持ちなわけですね。そういったものを提供し、協力関係でいきたいので、やはり信頼関係のある事業者が今回の実施計画をやっていただかないと、環境団体との連携というのはできないと思うんですね。意見交換は不可欠ですが、信頼できない相手だったら私たちもどこまで資料を出していいかどうかというところで躊躇してしまう面があるので、信頼に足る事業者を選んでいただきたいのですが、そのプロポーザルやるときに、先ほど課長の話だと、3市1町は入れていきたいということですが、それでは行政側だけですよ。

私はこのプロポーザルというのはいろいろなところで関わっています。それで、情報公開請求すると、必ずプロポーザルの評価の表が出てくるんですね。A、B、Cという点数を付けて、なぜこの事業者が選ばれたかというときに、学識者が必ず入っているんですね。これ行政だけでやってしまうと、逆に、今、課長が言ったことを裏返すようで申し訳ないですけれども、行政とつながりのあるような事業者が選ばれてしまう。

ですから、これはまずいので、ちょっと言葉悪いけれども、天下りというような批判がある業者が選ばれてしまう可能性があるんで、学識者が必ず入るわけです。私いろいろなプロポーザル見ていますけれども、そのA、B、Cの評価で、行政側の付けたA評価と学識者が付けたA評価が結構分かれることが多いんですね。専門家の評価は、行政とは違ってかなりきちんとした見方をしますんで、こういうプロポーザルというのは必ず学識者が入るのが通例です。

今、会長とは利害関係になっちゃうのでまずいという話だったけれども、私とすれば、例えばですけども、参考資料3に委員の名簿があります。せっかく学識経験者として犬井先生とか入っているので、そういった方を入れていただくということではいかがでしょうかね。先日も犬井先生は新聞にくぬぎ山についてのすばらしいご意見を書かれていることも拝見しましたので、私は会長もぜひ入れてもらいたいと思うのですが、この学識者としてせめて犬井先生のような方をこのプロポーザルに入れていただくと。そうすると、非常に公平なプロポーザルになると思いますし、そこに3市1町はもちろん入って構わないと思いますけれども、そういうことでぜひこれは、まさにこの実施計画はこれからの自然再生を進める上での要になることだと思いますので、検討いただきたいと思います。

ホームページについては、とにかく全部をぜひ公開するように、質問状、回答も含めてお願いしたいということにとどめておきますけれども、今の 3 点目は特に再考をお願いしたいというふうに意見として述べておきたい。ありがとうございます。

中島会長

県からありますか。

埼玉県 梅本委員

議事の最後、県が話すことを全部話し切ってしまうことになるのですが、3 番の委員につきましては、先ほど申し上げたとおり検討段階というところもありますので、持ち帰ってまた検討します。課だけで決められる話でもないというのも、今回の方法もそうなんです。皆様方の意見を踏まえて、今回、プロポーザルでいくというのは課の中で決めた上で、上に上げていったという経緯で決まっておりますので、そういう努力は一応県としても重ねておりますので申し訳ないですけれども、委員のほうは一回持ち帰ってまた検討いたします。

中島会長

では、意見どうぞ。

勅使河原委員

最初に、プロポーザルについては、学識経験者が入っているのはどこでも当たり前ですので、再度言うようですけれども、わざわざくぬぎ山協議会の委員名簿に 3 名の学識経験者が入っているわけですので、その方に入っていただくのは当然当たりのことですので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、私、ちょっと今、課長さんのあれで揚げ足取りをするつもりは全くないですが、実は自然環境調査、中身は非常にはっきり言って腹立たしくて、いろいろ文書を出したかったんですけども、去年からの経緯の中で、県の方も経緯については反省をして、今後真摯にやっていくというお話をいただいたので、わざわざ批判することは避けたんですけども、今、課長さんの中で、コンサルタントの意見に基づいて実施計画が公有地だけにしたということは、これはちょっと私、システムからいっても、委託をするわけですので、当然主体は県ですから、こういう回答はおかしいと思うんですね。

それで、一番大事なことは、今日配られた参考資料 5 を見てほしいのですが、くぬぎ山地区土地利用現況図の改変状況ということで、平成 14 年から平成 30 年にこれだけ改変されてきているわけですね。当然、自然環境の質も変わってきているのは当たり前なわけです。

それで、くぬぎ山自然再生計画では全域をきちんと調査しているわけです。いいですか。それに基づいて今度は実施計画をつくるわけですから、当然、これだけ改変されているわけですから、いわゆる公有地だけをやって全体がわかるなどということは、絶対あり得ないことなんです。去年までの経緯は、私はこれ以上あれしても県の恥かかすだけでいや

だったんで言わなかったんですけれども、こういう回答されると、どうなっているんだという事で、やはり本来は全域をきちんとやるべきだったということなんですよ。

だから、そういう反省に基づいて今後の実施計画というのは考えてきますということのお答えをいただかないと、私も、改めてこの委託報告書、こんなずさんなのは私初めて見るぐらい、中身はすごい立派なように見えるんですよ。だけど、基本的なことはやっていない。特に、今までの既存資料の調査を全然してないと思うんですね。こういう報告書の中では最低限やってないことがあるんですね。これは一応委託しちゃっていることですので、今度の実施計画に当たってはこういう不備はしないと。そのためには、プロポーザルにはきちんとくぬぎ山地区の様子がよく分かる学識経験者、私は、会長というのが利害関係者というのはちょっとおかしいと思うんですね。行政の人もみんな利害関係者になってしまうわけですので。私は、少なくとも今回、今までの去年からのいきさつがあれば、少なくとも学識経験者と会長ぐらいはこのプロポーザルの委員の中に入れて審議する、それが去年の反省に立った行政のやり方じゃないかなと思います。ちょっと意見です。

中島会長

ありがとうございます。県から何かありますか。

埼玉県 梅本委員

すみません、私が先ほど 2 番目の説明をしたときにちょっと誤解を招いたようなので、そこだけ訂正というか、補足させていただきますが、あくまでもコンサルタントから公有地で調査します、そこで十分ですよという意見があったことに対して、県がそれですといった形ではなくて、県としては、もちろん 14 年の調査、お二人のどちらかの回答にも入れたと思うんですけれども、もちろん全域を全て調査するというのが、時間の制約もなく、また地権者の方の同意を得るですとか、そういうのも含めて全部がオールクリアになっている状態であれば、確かに全域を調査することが望ましかったんではと思っています。

ただ、限られた時間の中で、ここの 152 ヘクタールのくぬぎ山地区の自然環境を調査するというのが、実施計画策定のもとになるものとして、今後、実施計画の策定も含めて時間がない中でやっていくには公有地もしくは一部の民有地でやらざるを得ないと思って、それで進めたところでございます。それに対して、コンサルタントからもそういう意見があったという話です。なので、コンサルタントさんから言われたことに基づいて県が発注したみたいになふうに取りられていたら、そこは訂正させていただきます。

あと委員のほうは、検討させていただきますけれども、市町さんを入れるのは、もちろん市町さんそれぞれの契約方法がいろいろあるとは思いますが、県が決まったところに随意契約で、もしするところがあった場合に、県の方の選定に関わっているという方が随意契約もしやすいかなというのもあって、市町さんの方をお願いしたいというのが、お金も使いますし、そういうことがあってお願いする経緯です。

会長さんにも入っていただくかどうか、学識経験者の方に入っていただくかどうかというのは、それぞれいろいろ意見あるところですので、そこはまた検討させていただきます。

中島会長

はい、お願いします。

勅使河原委員

検討させていただくじゃない。プロポーザルには学識経験者入るというのは当たり前のことで、これから検討するというのはよく分からないんですよね。

中島会長

どうですか。

埼玉県 梅本委員

プロポーザル方式の要綱上いろいろやり方はあります。確かに学識経験者が入っている場合もありますし、入っていないものもあると承知しております。

ただ、必ずしも絶対に100%学識経験者を入れなければならないとなっているものではないと認識していますけれども、入っていた方がいいという意見もあることは分かっています。プロポーザル方式の委員の決定は、課で決められるような話ではないので、検討させていただきたいと思います。

中島会長

岩田さん。

岩田委員

今の課長さんの話でちょっとあれしたいんですけども、県の要綱とか、法的なところで制限があるんですか。それは私はないと認識していますが、その点だけちょっと確認したい。

中島会長

お願いします。

埼玉県 梅本委員

絶対入れちゃいけないという制限があるかどうかですか。

岩田委員

規制としてこうなっていると。

埼玉県 梅本委員

必ず駄目というふうにはなっていないと今のところでは認識しております。そこはもう少し詳しく調べなきゃいけないと思っているところではあります。

岩田委員

さっき勅使河原委員が言われたとおり、私もいろいろなところのプロポーザル見ていると、必ず学識者入っているんですね。というのは、行政だけではやはり公平性が担保されないということなので、学識者が入っているというのは通例ですので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それから、もう 1 点、先ほど勅使河原委員が言われたことですが、つまり全域調査で、課長が先ほど答えたのですが、時間的にも制約があるのでやむを得なかったというニュアンスのことを言われましたけれども、だったらなおさら、われわれ環境団体はいろいろな資料、データを持っているわけなので、今回のこの報告書にそういった自然保護団体からの資料というものが反映されていないんですね。ですから、信頼関係がここでは大事なので、私たち環境団体は十分そういったものを提供していく用意があるので、その点でも先ほど言った、今後実施計画を策定するところでは、環境団体との信頼関係が構築できる事業者を選んでいただきたい。なおさらそういう意味もあるということをご認識いただきたいと思います。これはお願いですけれども、よろしくお願いします。

中島会長

はい、お願いします。よろしいでしょうか。

私からも、実は一言言いたいのですが、さっきの利害関係者というのが引っ掛かるんですよ。私これで一銭ももらっているわけでもないし、どこの業者から何かもらうわけでもないし、どういう利害があるかと。利害といえ、市民全体が利益を受けるかどうかということに関わるから、もしかしたら市民全員が利害関係者になのかも、その中の利害関係者と言われるんだったら、私は確かに利害関係者です。所沢の緑が守られる、私、所沢市民としては大変うれしいことでありますから。

だからといって、それで利害関係者と言われて、そのプロポーザルの業者選定に対して私が何か情実を加えるというような疑いを持たれるのであれば、私この職を辞したいと思えます。そういうつもりで私は 10 何年この会議に参加してきたつもりはないし、この会長の職を続けてきたつもりもないので、最後そういう判断を県がされるということは、極めて心外です。今まで私は県に協力してきたつもりだし、今回の件はなるべく穏便に穏便にと進めてきたつもりです。

でも、この自然環境調査なんかやって、確かに私も思いますよ、業者が何考えているんだろう、コンサル何を考えてこんなことやったんだろうと。私だって知っている生き物が、この環境調査に入っていないんですから。そんなのこのくぬぎ山にいないんですか、誰でも知っている生き物がここに記入されていないんですよ。そんなことはちょっと見れば分かる。それでも、お金をかけてやっちゃったということもありますし、どうやって生かしていけばいいんだろうということを考えながら今こうやって協議している中で、私もあちらこちらへ行って話をしているわけですから、それを利害関係者だから会長は排除するというのはちょっとどうかな。

昨日実は、私、課長にお電話差し上げましたね。この件についてプロポーザルでやるとなると、今まで県だけで決まってしまうってこういったトラブルが起こっているの、市民

の 1 人が入っている方が、そういう意味では勝手に決めたという形にならなくていいから責任がこっちにも関わってくるから、そういう意味でどうでしょうかというふうに思っているんですけど、今、学識という話もありましたけれども、私が利害関係者になるんだったら、私以外の市民をどこかから入れていただいて、ぜひその話し合いの中でどう進んでいくかということ、あるいは市民の視点で意見を言えるような状況をつくった上で、その業者選定をしていただきたい。

私の希望としては、同じ轍を踏んでほしくないということです。これは市民の税金を使ったわけですから、やむを得ないので、今度は同じ轍を踏まないような形で進めていただきたいというのが、私、会長というよりも、一市民の意見としてぜひ受け取っていただきたい。繰り返し言いますが、私は利害関係者ではありません。

それでは、進行したいと思います。

埼玉県 梅本委員

利害関係者という表現、ちょっといまいちだなと思いつつながら、さきほど「適切じゃないと思うんですけど」と言ったと思うのですが、そこだけ切り取られて走られると、さすがにあれなんです、趣旨としては、今回プロポーザルをやったときに、協議会の会員さんの中には、団体さんもいらっしゃる中で、その団体さんで応募してくる方も出てくる可能性がある中で、協議会の会員の方が入っているのは、第三者から見たときに同じ会員同士というふうになってしまうのはどうかなというのがもともとの考えとしてありました。なので、会長がどうかというのではなくて、会員の方をどなたか入れるというのは慎重な判断が必要だと思っているというのが、根本的な考え方としてあります。ベースはそういう考え方ですけれども、その上でどうするかというのは検討したいと思っています。

中島会長

副会長。

足立副会長

今の利害関係、私、利害関係者です。なぜならば、くぬぎ山の雑木林を 4 カ所、団体、個人含めて買っていますので、地権者としての利害関係者ですが、会の代表としては中島会長が十分会の代表やったださっていますので、私としては、会として、皆さんが特別問題なければ、会長さんを推したいと考えています。

岩田委員

賛成です。

中島会長

どうぞ。

増田委員

増田と申します。そもそもこの協議会は、それぞれの団体や個人が参加して、みんなで相談してよくしていこうよということですから、そこの中に入っている、特に会長さんが利害関係者ということは、全く私ども、この時間を取って会に参加して、何とかよくしていきたい、それを残していきたいということで、そんな思いで皆さん参加していらっしゃると思うんですね。そういう意味では、私もぜひ会長さんに、特にプロポーザルの場合、どういう団体を選定するかというところで、きちんとした見識を持った委員がやはり必要だと思います。私たちを代表して会長さんに委員の一人としてお願いできれば、われわれもこの協議会に参加している意味があるのかなと、そんなふうに思います。よろしく願いいたします。

中島会長

ありがとうございます。では、大体意見も出尽くしたかなというところでよろしいでしょうか、先に進ませていただいて。

それでは、市町のほうの実施計画の策定に向けて、どのようにしていただけるかということでお話いただくこととなりますが、まず川越市さんの方からよろしいでしょうか。

川越市 高橋委員

川越市です。座ったままで失礼いたします。現在は、実施計画の策定状況につきましては、業者の方に見積もり等をお願いしているところではございますが、予算的には実際大変厳しい状況でございます。その中で、委託料の中の査定等により、実際にその実施計画に当たって使用できる金額というのが、正直まだ未確定な部分、幾らぐらい使えるのかというのが、ほかの委託業務との兼ね合いもありまして、まだ未確定な部分もあるのですが、できるだけ早い時期にその辺の金額については明確にして、予算に応じた実施計画、ある程度納得できるような実施計画の策定に移りたいなど、検討を重ねているところでございます。

少し時期的には遅くなってしまう可能性もございますけれども、いろいろご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご了承いただければと思います。

中島会長

質問、意見については後ほどということで、所沢市さんお願いします。

所沢市 奥村委員

所沢市の奥村です。所沢市の場合は、委託業務名をくぬぎ山地区自然再生事業実施計画策定業務委託ということで、平成30年5月31日に、委託金331万2,036円をもって株式会社建設技術研究所関東事務所さんと業務委託の締結を既に終了したところでございます。現在、こちらの業者さんと実施計画の策定に向けてヒアリングを日夜重ねているところでございます。

お気付きと思いますが、受注者が株式会社建設技術研究所ということで、この会社は、

先ほどからいろいろとご意見の中に出てきている、埼玉県さんが今回おつくりになった自然環境調査を実施したコンサルさんです。となりますと、大丈夫なのかというご心配があるのではないかと思います、私個人と言っちゃってしまっているのかどうか分からないですけれども、あらゆる業務委託があると思いますけれども、その成果品がどういう形になるかについては、コンサルだけの責任ではないというふうに私は思っています。発注者側がいかに関係者を誘導し、コミュニケーションを厚く持って、どういったものをつくっていききたいのかということで、他の機関等もあわせて情報共有しながら進めることによって、理想に近いものができてくるのではないかと考えておりますので、そういったところを肝に銘じながら、業者さんの方にも、コンサルさんの方にも口を酸っぱくするほど、最初の時点から、所沢市の意気込みとしてはこうなんだということをお伝えして、今、頑張ってもらっているところですし、また、コンサルさんの会社がどうこうというよりは、その会社の中の担当者にもだいぶ左右されるところがあるんですね。

私も公務員生活が長い中で、技術系の課が多いんですけども、さまざまなコンサルタンの会社にさまざまな基本計画、実施計画というのを今まで委託発注してまいりました。そうしますと、全国的にもすごく知名度のある業者に頼んだとしても、担当者のいかんによってはろくなものができてこないというような経験もしてきてございます。

ということで、私としては、今回、縁があって契約を締結した建設技術研究所の現在の担当者を信じて、いろいろなコミュニケーションを図りながら計画を実施していききたいなと考えております。

ただ、1点、共通仕様書の中に自然環境条件及び社会環境条件の整理・解析というのがあるのでありますが、ここがやはり思い悩むところでございます、この中にはその基盤的な情報となる自然環境ということで、地形、植生、動植物相等というふうに書いてあります。

実施計画の策定を進める中では、やはり自然環境調査がどういうふうに行われたかというのが非常に重要なところでして、これ決して埼玉県さんを責めるつもりはないのですが、今回実施された自然環境調査の内容だけでは、所沢市の実施計画を進める上で、この仕様書にある自然環境条件、このところが満足したものができないというふうに踏んでいます。当然、環境団体の方々とも、コンサルによく言いますので、仲良くしていただいて情報をいただいて、そういったものを加味しながらこのところを埋めていこうというふうを考えているのですが、それでもおそらく最終的にでき上がったものは、自然環境条件の記述に関してはあまり期待したものができないだろうなど。それはコンサルが悪いわけではなくて、データがないわけですね。

あらかじめ、埼玉県さんのつくった自然環境調査の内容が分かっていたら、この委託金額の中に所沢市の40.5ヘクタール、ここ全域に関わる自然環境調査を再び所沢市独自で入れる、それをその実施計画の策定の業務の中に加えるということができたのですが、スケジュールの関係で、私どもがちょっと先走ったということもありますが、こういう流れで来てしまったので、結果的に埼玉県さんの自然環境調査がどういったものかを知ることになったのが後になってしまったというところがあることから、ちょっと勇み足だったなと思っています。

そこで、所沢市がつくる実施計画につきましては、ちょっと薄くなるだろうと思ったところは、薄くなるなりの記述とならざるを得なくなった場合というか、それに限らずですけれども、くぬぎ山は実際に保全管理をしていかなければならないわけですね、いずれにしても。所沢市は、ここに限らずいろいろなところで、地域性緑地を保全管理していく上で、保全管理計画というものを別委託で発注してつくっています。そこには植生分布ですとか、動植物の生息調査、希少種とかそういったものを全部網羅させて、その保全計画に基づいて樹林地の管理をしていっているということがございます。

従いまして、くぬぎ山の方につきましても、ちょっと実施計画上薄くなってしまふ部分につきましては、今後、都市計画決定等云々あるんですけども、都市計画決定をした区域、公有地化した区域、それから地権者の方のご意向等も伺って、今後公有地化にご協力していただければいいような区域、そういったものを全部含めまして、すぐではないですよ、都市計画決定が終わってですから。そういったところを含めて保全管理計画の委託のときに、環境調査の洗い出しを行って、所沢市がいかに保全管理をしていくべきかの道筋をそこで付けたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたい。長くなりましたけれども、以上でございます。

中島会長

ありがとうございます。では、狭山市さん、お願いします。

狭山市 遠山委員代理北田

狭山市でございます。狭山市の実施計画の進捗状況につきましては、平成30年度当初予算で予算のほう取ることができておりませんでしたので、最近の6月議会におきまして補正予算の議案を提出しておりました。先日、議会のほうが閉会になりまして、無事要求どおり決定しております。業者の方は、そういう段階でおりますので、これから検討していきたいと思っております。

中島会長

三芳町さん、お願いします。

三芳町 長谷川委員

三芳町の方も予算は取れております。7月の中旬になるかと思われませんが、これから業者選定に入りまして、3月の業務終了を目指して、締結をしまいたいと思っております。今までの資料を使うとか、環境団体の信頼を得るやり方というお話を今伺っておりますので、その点に沿って進めさせていただきたいと思っております。

中島会長

ありがとうございます。では、各市町いろいろと今ご説明いただきましたけれども、何かお聞きしたいことがありましたら、少しお時間取りたいなと思っておりますが、ございますでしょうか。

勅使河原さん。

勅使河原委員

私だけ発言して申し訳ないですけども、今、所沢市さんの方で建設技術研究所さんのお名前が出たので、いつか言おうかなと思って、埼玉県も委託したのがその会社ですけども、もともこの会社は、戦前、軍事施設を建設する目的でつくった国策会社なんですね。戦後はいわゆる研究所と、株式会社と財団と分かれていて、もともとは同じところで、ダムとかいろいろな国策に協力するような傾向が非常に強くて、環境保護団体はあまり好まない団体だったので、そういう点で、今後、資料提供といったときに環境保護団体から資料提供あるかどうかというのは、ちょっと疑問に残る会社だなと。

国策、戦前は軍事施設をつくる、そういう名目でつくられた会社ですので、それが戦後国策に沿って、コンサルタント会社としては非常に実績もあるし、一流企業なのは間違いないと思いますけれども、やっていることが環境団体にとってはあんまり私は好ましくない団体だなと前々から思っていたので、ちょうど所沢市から名前が出たので、ちょっと参考までに報告しておきます。

中島会長

意見ということで。それ以外に何か。

どうぞ。

岩田委員

私もたびたびで申し訳ありません。今、所沢市さんは既に契約結んでいるということですが、狭山市さんとか川越市さん、三芳町さんでこれから契約ということですが、先ほど所沢市さんのあれで1点すごく参考になったのは、発注する側がきちっとコンサルも監督して発注業務に対して責任を持ってやっていくということで、手抜きがないようにしていくということは大事だというお話をされましたので、すごくそれは大事な意見だと思います。

特にこの仕様書の中で、先ほども出ていた環境団体との情報共有ということが出ていますので、そういう点で、これから業者を選ばれるという作業、予算が皆さん付かれたそうなので、これから選ぶということになると思いますが、今ちょっと勅使河原さんの初めて聞いた話だったんですけども、そういう部分があるということだったそうですけれども、いずれにしてもまだ業者はこれからですので、環境団体と信頼関係が本当にできるような業者を選定するという点で、その視点をぜひ留意いただいて選定に当たっていただきたいと思います。

そうしたら私たち自然保護団体も、協力、情報共有を一緒にやっていくことにはやぶさかではありませんので、本当にこれからのくぬぎ山の自然再生事業を成功させるかどうかの大きな要になると思うので、ぜひ強くお願いしたいということですので、よろしく願いします。

中島会長

ほかにありますか。よろしいですか。

福山さんどうぞ。

福山委員

個人会員の福山ですけれども、自分の感じ、感想ですけれども、こうやって実施計画が各市町でスタートして、それを協議会の私たち、ただ見ているだけでなく何かサポートできるようなことが考えられないのか。

例えばこの全体構想の中でも、トラストをもっと発展させようとか、そういうのが具体的に緑地保全制度の導入と一緒に書かれていますよね。そういったような、私自身ちょっとよく分からないところあるんですけど、せっかくこうやって動き出させていただいてるんですから、ただ見てるだけじゃなくて何か、保全活動とかそういうことではサポートしていますけれども、それプラスやっぱり考えていく必要があるのではないかと、ちょっと言わせてもらいました。

中島会長

ありがとうございます。ぜひ使っていただきたいなと思いますので、業者選定はともかくも、その実施計画作成に当たっては、例えば私たちと意見交換するとか、懇談会でも結構ですので、そういう場面をつくっていただいて、参加する、しないはともかくも、そういった環境をつくっていただくということはとても大事ななと思いますので、それぞれよろしくをお願いします。

いずれにしろ、財政状況厳しい中、各市町さんが全て予算を取っていただいてスタートできるというのは、何より担当者の皆様のご尽力かなと思っています。本当にありがとうございます。今後もよろしくお願いいたします。

続いて、県のほうよろしくお願いいたします。

埼玉県 梅本委員

県の方は、先ほどほとんど話してしまったところが多いのですが、改めて確認という意味で簡単に伝えさせていただきます。県としては県庁内での議論と、また運営委員会での意見を踏まえまして、公募型のプロポーザル方式で行う形で今進めております。

ただ、先ほど言わなかったこととして、公募型の場合は時間がかかるんですというのは、前も運営委員会のお話して、それもどうしようかなという話をちらっとしたことがあるのですが、公募型のプロポーザルだと、発表していただいてそれを聞く、評価するみたいな期間がどうしても入ってしまう都合上延びてしまっていて、時期としては、契約決定までちょっと時間がかかるので、8月中旬までに契約者を決定して作成を進めたいと考えております。

ただ、最終的な判断としては、1カ月早くて値段で切るよりも、1カ月遅くてそういうほかの部分も見て決めた方がいいだろうという判断で、当初の予定より遅くなってしまうのですが、そこについてはご理解いただきたいと思っています。

中島会長

県の方は先ほど全部お話したということですので、最後に、県も含めてご意見とご質問等ありますでしょうか。

岩田委員

1点だけ、今の県のほうのあれでちょっと聞きたいのですが、そのヒアリングをやるということなので、そのヒアリングは発表してもらおうということですね。ですから、時間がかかるということですが、やはり過去の実績、参加する団体の過去の実績、能力というのは問われると思うので、そこら辺の評価をぜひきちんとしていただきたい。

私もプロポーザルのいろいろな資料見たことがありますけれども、委員の方でご覧になっていない方もいると思いますが、通信簿を付けるようなもので、それぞれの角度からA、B、Cの評価を付けていって、Aが一番集まったところが選定されるんですね。そういう通信簿を付けるという作業の中で、過去の実績とか、先ほど出てきた市民団体との協力関係が構築できるかとか、そういうポイントというのはすごく大事だと思うので、県の方のこれからの評価付けということになると思いますけれども、この公募型のプロポーザルのやり方に期待したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

中島会長

よろしくお願ひします。

それでは、ここでとりあえず打ち切りたいと思います。

最後に、(5) その他でございます。その他、委員、県、市町から何かございましたら、よろしくお願ひします。

所沢市さん、お願ひします。

所沢市 奥村委員

所沢市の奥村でございます。その他ということで、資料をお配りさせていただいていますが、A3の横判で区域図になっているものがございますので、ちょっとご覧ください。

まず、説明をさせていただきます。この中でオレンジで塗られているところ、これが既に特別緑地保全地区として都市計画決定が終了している場所です。赤で塗られているところが今回の拡大予定区域ということで、今年度中に都市計画決定の拡大をすべく、今、事務手続を進めているところでございます。それから、黒の斜線になっているところが、私どもの方で確認した上での、既に改変されてしまっているところでございます。

今回、都市計画決定の区域を拡大していくというその作業の中で、一つさてどうしようというのが浮かび上がったのが、地権者さんからこの土地を買ってほしい、あるいはこちら側から打って出て、ぜひこの土地を売ってほしいというような場合、ほかの私どものほうで維持管理している地域性緑地では、地権者の方に測量をお願いして、測量が済みましたら話に応じますよというのが、今までの所沢市の普通のやり方でした。

ただ、くぬぎ山に関しましては、都市計画決定という強い網かけを行う、その上で、全く地権者さんのほうにメリットなく、規制だけかけて、土地を買うときには測量までしてもらおうというのはいかがなものかということで、散々議論したのですけれども、一応みどり自然課は所沢市の環境クリーン部に属しておりますが、環境クリーン部長までをも含めまして、このくぬぎ山に関しましては、都市計画決定した範囲については、測量の終わってないところは所沢市の公費をもって市が測量をかけようというような判断をいたしました。

ただ、それはまだ部長までですので、その上には副市長がいたり、市長がいたりしますから、最終決定ではない状況だったのでございますが、双方作業を進めていましたら、ちょっと大きな問題にぶち当たります、この区域図の青というか、紫色で囲った区域、それからグリーンで囲った区域、これが左上に凡例と書いてありませんけれども、凡例っぽいのがありますけれども、字を見ていただくと、筆界未定地と書いてございます。この筆界未定地というのは一体何なんだということですが、過去、あらゆる場所で国土調査というものが行われて、略して国調と言っていますけれども、ほとんどの区域の境界が決まったはずなんです。ところが、一部区域にその国調が不調に終わったというところがあって、それが、現在、この筆界未定地というところで、空白地帯になってしまっているというところなんです。

この区域図には、例えば紫色の枠の中にも、グリーンの中にも、一応筆は切ってございますけれども、実はここ、法務局に行って地図を取りますと、それぞれの筆の線が入っていません。大きいこの緑の枠とか紫の枠でしかないんですね。全く境界ありません。

さて、困ったぞということで、ここの中の一部の用地を購入しようとしたときにどうしたらいいのかということで、測量会社さんとか法務局の方にも問い合わせたのですが、筆界未定地に関しては、全域の測量が終わらない限り境界は確定できないということが分かりました。従いまして、このうちの1筆でも買おうとする場合には、全域の境界を確定しないとならないということになってしまったんですね。

そうしますと、都市計画決定だけをしておいて、実際、境界が確定していないから土地を買えないというのは、地権者さんを裏切ることになりますので、今、私どもの方で考えているのは、この筆界未定地を全部測量かけて解消しようという考えで、今、動いております。

これにつきましては、かなり高額なお金がかかります。紫で枠を取ってあるところが飛び地になっていきますけれども、これを解消するのに約2,000万円、それから緑のところの境界を解消するのに約1,870万円、合計にしますと3,800万円ないし3,900万円のお金がかかる。これを所沢市の方で公費で出して何とか決着をつけちゃおうかということで、今、いろいろ検討をかけているところです。

ただ、それには部内の調整、部長までは仕方がないのではないかと返事をもらっていますけれども、その上の副市長ですとか市長の意見も聞かなければなりませんし、あとは他部局の企画の意見であるとか、財務部のほうの財源の発生するものですか、必要とするものですので、財務部の意見を確認しなければならないということ。それから、何よりも予算化するためには議会の議決が必要だということで、現状で、必ずやりますと、来

年度できますという確約はできないですけれども、私どもみどり自然課としては、その方向に向けて現在動いているということでございます。

従いまして、今年度の当初、それから去年度の年度末ですか、所沢市としては一気に都市計画決定区域の拡大に向けて進めていきますというふうに申し上げたところですが、そういう問題が発生したということで、まずは、この筆界未定地の解消を行ってから、今後都市計画決定の拡大を行っていくという形にならざるを得なくなりましたので、そのところをご了解いただきたいなと思います。

なお、今お話ししたことについて、進捗状況については、運営委員会あるいは協議会が開催されるたびに状況についてご報告をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

中島会長

ありがとうございます。なかなか難しい問題がそれぞれ発生しますが、協力できることがあったら何なりと言ってください。皆までは申し上げません。

それでは、本日の予定しておりました議事については全て終了しましたので、事務局のほうにお返しします。よろしくお願いいたします。

司会（所沢市：荒井）

それでは、長時間にわたりどうもありがとうございました。

以上をもちまして、第36回くぬぎ山地区自然再生協議会を閉会いたします。